

(案)

○総務省、厚生労働省、
経済産業省、国土交通省、令第 号
環境省、防衛省

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第百七十一号）の施行に伴い、並びに化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二十八条第二項の規定に基づき、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第四項の表P F O S又はその塩の項等に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年 月 日

総務大臣 名

厚生労働大臣 名

経済産業大臣 名

国土交通大臣 名

環境大臣 名

防衛大臣 名

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第四項の表P F O S又はその塩の項等に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第四項の表P F O S又はその塩の項等に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令（平成二十二

総務省、厚生労働省、
年経済産業省、国土交通省、令第一号）の一部を次のように改正する。
環境省、防衛省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを

新たに追加する。

改正後	(定義) 第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 三 (略) 四 汚染物 次に掲げる化学物質（以下この号において「P F O S 等」という。）のいずれかを含む廃液又は P F O S 等のいずれかが付着している布その他の不要
改正前	(定義) 第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 三 (略) 四 汚染物 次に掲げる化学物質（以下この号において「P F O S 等」という。）のいずれかを含む廃液又は P F O S 等のいずれかが付着している布その他の不要

物をいう。

イゝホ (略)

へ|| 長鎖ペルフルオロアルカン酸又はそ

の塩

ト|| 長鎖ペルフルオロアルカン酸関連物

質

物をいう。

イゝホ (略)

(新設)

(新設)

附 則

この省令は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和八年十一月二十二日）から施行する。